

弘前市河川及び雨水貯留施設等管理協力要綱

(目的)

- 1 この要綱は弘前市の河川及び雨水貯留施設等管理（以下「河川施設等」という。）に協力し、河川施設等の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び環境の整備と保全を図ることを目的とする。

(管理協力者)

- 2 河川施設等の最も隣接する町会等を管理協力者とする。

(覚書)

- 3 市は、管理協力者から協力の申し出があったときは、速やかに弘前市河川及び雨水貯留施設等管理協力に関する覚書を締結するものとする。

(協力業務)

- 4 協力する業務は、次のとおりとする。

(1) 河川

- ① 河川の除草並びに清掃。
- ② 事故防止に対する指導。
- ③ そのほか目的達成に必要と認める事項。

(2) 雨水貯留施設

- ① 施設に付属する緑地等の清掃。
- ② 事故防止に対する指導。
- ③ そのほか目的達成に必要と認める事項。

(協力要件)

- 5 管理協力者は次の要件を満たすものとする。

(1) 河川

- ① おおむね延長100メートル以上、面積1,000㎡以上の区間で活動を行うこと。
- ② 年1回以上活動すること。

(2) 雨水貯留施設

- ① 年2回以上活動すること。

(協力期間)

- 6 協力する期間は、次のとおりとする。
毎年4月より11月まで。

(業務計画及び業務完了報告)

7 業務計画及び業務完了報告の提出は、次のとおりとする。

(1) 管理協力者は、業務開始前のできるだけ早い時期に業務計画表を提出するものとする。業務計画表の内容には、河川施設等の名称・業務年月日・業務内容（参加人数、業務の種類等）を明記する。

(2) 管理協力者は、業務完了月の翌月の末日までに、業務完了報告書を提出すること。報告内容は、河川施設等の名称・業務年月日・業務内容（参加人数、業務の種類等）を明記する。

(謝礼金)

8 謝礼金の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 河川

次の均等割と面積割の合算額とする。

均等割	1 施設		17,000円
面積割	施設規模が	2,500㎡未満	10,000円
	〃	2,500㎡以上 5,000㎡未満	23,500円
	〃	5,000㎡以上 10,000㎡未満	33,000円
	〃	10,000㎡以上 15,000㎡未満	56,000円
	〃	15,000㎡以上	69,000円

(2) 雨水貯留施設

1	施設	7,000円
---	----	--------

(その他)

9 この要綱に定めるもののほか管理のために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 6月14日から施行する。

(平成23年 5月20日一部改正)

(平成26年 4月17日一部改正)

(平成27年 5月15日一部改正)